

十和田市事務事業評価シート

【事務事業の概要】

整理番号	34	実施計画番号	76	
事務事業名	地域生活支援事業に掲げる相談支援事業		事業開始年度	H18
担当課名	福祉課		事務の種類(選択)	自治事務
根拠法令等	障害者総合支援法第77条第1項第3号 十和田市地域生活支援事業に関する条例第3条第1項第1号		関連事務事業	
背景や経緯等	障害者総合支援法により、地域生活支援事業が必須事業となっているため、平成18年10月から実施している。			
事務事業の目的	障害者等が障害福祉サービス等を利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者又は障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、指導及び専門機関への紹介等を行う。			
実施状況	財団法人済誠会が運営する相談支援事業所「アSENDハウス」に本事業を委託してきたが、H26年度から1事業所を増やし、社会福祉法人北心会が運営する相談支援事業所「ほほえみ」にも委託している。			

【人件費の推移】

		24年度実績	25年度実績	26年度計画
正職員	従事者数(人)	1	1	1
	活動日数(日)	2	2	2
	人件費(千円)	72	72	72
正職員以外(選択↓)	従事者数(人)			
	活動日数(日)			
	人件費(千円)			

【事業費の推移】

	24年度実績	25年度実績	26年度計画
事業費合計(千円)	2,274	2,274	6,000
うち一般財源	796	796	2,100
うち国県支出金	1,478	1,478	3,900
うち地方債			
うちその他			

【指標】

活動指標	活動指標名①	3障害(身体・精神・知的)手帳の所持者			
	計算式等	単位	24年度実績	25年度実績	26年度計画
		人	3,646	3,724	3,800
	活動指標名②	うち精神障害者保健福祉手帳所持者(※手帳なくても相談可能)			
成果指標	計算式等	単位	24年度	25年度	26年度
		人	256	310	400
	成果指標名①	相談利用者数(延べ人数)			
	計算式等	単位	24年度	25年度	26年度
成果指標		人	256	310	400
	成果指標名②				
	計算式等	単位	24年度	25年度	26年度
		人			

十和田市事務事業評価シート

整理No	34
計画No	76

【担当課による検証】

ポイント		検証(選択)	評価	点数	合計	検証の理由
妥当性	① 市民ニーズ等から見る妥当性 市民ニーズや時代潮流の変化により、事務事業の役割が薄れていないか	A 薄れていない B 幾分薄れている C 薄れている	A	2	4	存在意義の見直しの余地 0 / 4 障害者総合支援法および市の条例に定められているため、行政が実施主体であることは妥当である。
	② 実施主体である妥当性 行政が実施することが妥当か(民間と競合していないか)	A 妥当である B あまり妥当ではない C 妥当ではない	A	2		
有効性	③ 活動指標から見る有効性 活動指標の実績は、順調に推移しているか	A 順調である B あまり順調ではない C 順調ではない	A	2	6	成果向上の余地 0 / 6 当該事業の背景、目的から判断すると、必ずしも目標値を設定した上で実施する事業ではない。相談内容が複雑かつ高度な対応力を必要とするケースが多く、また障害者総合支援法により、相談支援の充実が求められている。
	④ 成果指標から見る有効性 成果指標の目標達成状況は、順調に推移しているか	A 順調である B あまり順調ではない C 順調ではない	A	2		
	⑤ 事務事業の見直しの余地 成果を向上・安定させるため、事務事業の見直しの余地はあるか	A 見直しの余地はない B 検討の余地あり C 見直すべき	A	2		
効率性	⑥ 事業費の削減の余地 事務手順の見直しや正職員以外での対応により、成果を下げずにコスト削減は可能か	A コストに無駄がない B 検討の余地あり C 可能である ★ 実施済	A	2	6	コスト削減の余地 0 / 6 8市町村で委託契約をしているが、相談件数と相談にかかる時間、専門性等を考慮した場合、人件費分としては妥当であると考ええる。
	⑦ 他の事務事業との統合・連携 類似又は関連事業との統合・連携により、成果を下げずにコスト削減は可能か	A コストに無駄がない B 検討の余地あり C 可能である ★ 実施済	A	2		
	⑧ 民間委託等 民間委託・指定管理者・PFI等により、成果を下げずにコスト削減は可能か	A コストに無駄がない B 検討の余地あり C 可能である ★ 実施済	A	2		
公平性	⑨ 受益の偏り 現在の受益は公平か。特定の個人・団体に受益が偏っていないか	A 偏っていない B 多少偏っている C 偏っている	A	2	4	受益者負担適正化の余地 0 / 4 条例で定めている。
	⑩ 受益者負担の見直しの余地 現在の受益者負担は適切か。見直しの余地はあるか	A 見直しの余地はない B 検討の余地あり C 見直すべき	A	2		
			現在の適性	20 / 20	改善の余地	0 / 20

【点数化による検証】

当該事業の現在の適性は20点中 **20** 点です。

当該事業の改善の余地は20点中 **0** 点です。

【担当課長による評価】

当該事業の今後の方向性(選択) ⇒ **現状のまま継続**

方向性の理由	障害者総合支援法第77条第1項第3号で定められている必須事業のため継続していく。
今後の具体的な取組方策と狙う効果	平成25年4月1日の障害者自立支援法が障害者総合支援法となり、障害者の相談支援事業の必要性和重要性が益々高まっていくことから、更なる体制整備に向けて検討する必要がある。